

◎緩和後の緑地面積率及び環境施設面積率について

区域の区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	町北町大字中沢（字新田に限る。）、町北町中沢西、神指町東城戸、門田町大字一ノ堰（字村東に限る。）、門田町大字面川（字館堀に限る。）、北会津町上米塚（字梶田及び字上俣下に限る。）	100分の15以上	100分の20以上
乙種区域	扇町、神指町大字南四合（字外築場、字幕内西及び字幕内南に限る。）、門田町大字一ノ堰（字土手外、字土手内及び字村西に限る。）、門田町大字飯寺（字村西に限る。）、真宮新町北一丁目、真宮新町北二丁目、真宮新町北三丁目、真宮新町北四丁目、河東町広田（字長峯、字六丁及び字塩新に限る。）、河東町浅山（字仲田に限る。）	100分の10以上	100分の15以上
丙種区域	神指町大字高久（字東高久及び字北條に限る。）、門田町工業団地、門田町大字飯寺（字上川原に限る。）、河東町東長原（字長谷地に限る。）	100分の5以上	100分の10以上